

現行	改定
第2条 (定義) 「本サービス」とは、当社の他のサービス若しくは第三者が提供する各種情報又は会員の保有する各種情報等を活用し、会員の建設現場等における二酸化炭素（CO2）排出量の算定及び管理業務を支援することを目的として、当社が、本規約等（第2条（定義）第6項で定義します）に従い、会員に提供するクラウド型サービス「TansoMiru」のことをいいます。本サービスにおける「二酸化炭素（CO2）排出量」には、二酸化炭素（CO2）の排出量の他、地球温暖化係数（個々の温室効果ガスの地球温暖化に対する効果を、二酸化炭素（CO2）の効果と相対して表す指標）に基づき、二酸化炭素（CO2）以外の温室効果ガスを二酸化炭素（CO2）の排出量に換算した数値が含まれます。本サービスは、その機能や対象によって区別された個別サービス（第2条（定義）第2項で定義します）により構成されています。会員は、本サービスの利用にあたり、第6条（入会審査と承諾）に基づき本サービスに入会したうえで、第8条（個別サービスの利用申込）に基づき利用を希望する個別サービスへの利用申込をする必要があります。 「個別サービス」とは、当社が提供する「TansoMiru 管理」、「TansoMiru 産廃」及び「TansoMiru 電力」をいいます。 「入会希望者」とは、第5条（入会申込）に従い本サービスへの入会を申し込む者をいいます。 「会員」とは、第6条（入会審査と承諾）に従い本サービスの会員資格を取得した事業者をいいます。 「個別サービス規約」とは、各個別サービスに適用される規約をいいます。 「本規約等」とは、本規約及び個別サービス規約の総称をいいます。 「知的財産権」とは、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含みます）、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます）をいいます。 「個人情報」とは、「個人情報の保護に関する法律」第2条	第2条 (定義) 「本サービス」とは、当社の他のサービス若しくは第三者が提供する各種情報又は会員の保有する各種情報等を活用し、会員の建設現場等における二酸化炭素（CO2）排出量の算定及び管理業務を支援することを目的として、当社が、本規約等（第2条（定義）第6項で定義します）に従い、会員に提供するクラウド型サービス「TansoMiru」のことをいいます。本サービスにおける「二酸化炭素（CO2）排出量」には、二酸化炭素（CO2）の排出量の他、地球温暖化係数（個々の温室効果ガスの地球温暖化に対する効果を、二酸化炭素（CO2）の効果と相対して表す指標）に基づき、二酸化炭素（CO2）以外の温室効果ガスを二酸化炭素（CO2）の排出量に換算した数値が含まれます。本サービスは、その機能や対象によって区別された個別サービス（第2条（定義）第2項で定義します）により構成されています。会員は、本サービスの利用にあたり、第6条（入会審査と承諾）に基づき本サービスに入会したうえで、第8条（個別サービスの利用申込）に基づき利用を希望する個別サービスへの利用申込をする必要があります。 「個別サービス」とは、当社が提供する「TansoMiru 管理」、「TansoMiru 産廃」、「TansoMiru 電力」及び「TansoMiru 燃料」をいいます。 「入会希望者」とは、第5条（入会申込）に従い本サービスへの入会を申し込む者をいいます。 「会員」とは、第6条（入会審査と承諾）に従い本サービスの会員資格を取得した事業者をいいます。 「個別サービス規約」とは、各個別サービスに適用される規約及び注意事項の総称をいいます。 「本規約等」とは、本規約及び個別サービス規約の総称をいいます。 「知的財産権」とは、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含みます）、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます）をいいます。 「個人情報」とは、「個人情報の保護に関する法律」第2条

現行	改定
第 1 項に定める「個人情報」に該当する情報をいいます。 9. 「本契約」とは、会員と当社との間で、本規約を契約条件とした本サービスに入会するための基本契約のことをいいます。本契約の期間は、本契約成立時から会員が本サービスを退会する日（終了の事由を問いません。以下「退会日」といいます）までの間とします。 10. 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者のことをいいます。 (略)	第 1 項に定める「個人情報」に該当する情報をいいます。 9. 「本契約」とは、会員と当社との間で、本規約を契約条件とした本サービスに入会するための基本契約のことをいいます。本契約の期間は、本契約成立時から会員が本サービスを退会する日（終了の事由を問いません。以下「退会日」といいます）までの間とします。 10. 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者のことをいいます。 (略)
第 5 条（入会申込） 本サービスの入会希望者は、本規約等の他、「TansoMiru に関する 重要事項等説明書」、「ソフトウェアの使用許諾権に関する細則」及び料金表の内容に同意のうえ、当社ホームページ上の WEB 申込システムから申込を行うか、又は所定の入会申込書に署名・捺印のうえ当社へ提出するものとします。とします。 (略)	第 5 条（入会申込） 本サービスの入会希望者は、本規約等の他、「TansoMiru に関する 秘密保持規約」及び「ソフトウェアの使用許諾権に関する細則」の内容に同意のうえ、当社ホームページ上の WEB 申込システムから申込を行うか、又は所定の入会申込書に署名・捺印のうえ当社へ提出するものとします。とします。 (略)
第 8 条（個別サービスの利用申込） 1. 個別サービスの利用希望者は、第 6 条（入会審査と承諾）に基づき、本サービスに入会したうえで、個別サービス規約に同意のうえ、当社ホームページ上の WEB 申込システムから申込を行うか、又は所定の利用申込書に署名・捺印のうえ当社へ提出することにより個別サービスの利用を申込むものとします。なお、本規約は個別契約（第 9 条（個別サービスの利用契約）第 1 項で定義します）に適用され、本規約と個別サービス規約における定めが矛盾抵触する場合、個別サービス規約が優先するものとします。 2. 前項において、個別サービスの利用希望者は、当社の求めがある場合、当社所定の書類等を提出するものとします。	第 8 条（個別サービスの利用申込） 1. 個別サービスの利用希望者は、第 6 条（入会審査と承諾）に基づき、本サービスに入会したうえで、個別サービス規約及び料金表に同意のうえ、当社ホームページ上の WEB 申込システムから申込を行うか、又は所定の利用申込書に署名・捺印のうえ当社へ提出することにより個別サービスの利用を申込むものとします。なお、本規約は個別契約（第 9 条（個別サービスの利用契約）第 1 項で定義します）に適用され、本規約と個別サービス規約における定めが矛盾抵触する場合、個別サービス規約が優先するものとします。 2. 前項において、個別サービスの利用希望者は、当社の求めがある場合、当社所定の書類等を提出するものとします。

TansoMiru 利用規約新旧対照表

現行	改定
(略)	(略)
付則（本規約の発効） 本規約は以下のとおり、発効し、改定されました。 発 効 ：2024 年 4 月 1 日 改 定 ：2024 年 6 月 17 日 改 定 ：2025 年 2 月 1 日	付則（本規約の発効） 本規約は以下のとおり、発効し、改定されました。 発 効 ：2024 年 4 月 1 日 改 定 ：2024 年 6 月 17 日 改 定 ：2025 年 2 月 1 日 改 定 ：2026 年 10 月 25 日